



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月29日火曜日 第1865号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則..... 619

### 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低  
限度額及び最高限度額の一部改正..... 620  
救急病院の協力申出..... 620  
土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... 620  
土地改良区連合役員の就退任の届出..... 621

兼用工作物の管理の方法について..... 622  
基本測量の実施の通知..... 622  
愛媛県環境影響評価条例による都市計画事業に係る環境影響評価  
準備書に対する意見の概要等について..... 622  
都市計画事業の認可..... 622

### 公 告

土地の売払い..... 623  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 623

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 624

## 規 則

### ○愛媛県規則第26号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（福祉事業の種類）</p> <p><b>第17条</b> 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（福祉事業の種類）</p> <p><b>第17条</b> 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>休養に関する事業</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>2 省略</p>

様式第19号福祉事業記録簿 1号紙中 「

リハビリテーション				
休	養			

」 を 「

リハビリテーション				
-----------	--	--	--	--

」 に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第1018号**

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成19年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,229円</u>	<u>13,467円</u>	20歳未満	4,291円	13,246円
20歳以上25歳未満	<u>4,847円</u>	<u>13,467円</u>	20歳以上25歳未満	5,046円	13,246円
25歳以上30歳未満	<u>5,744円</u>	<u>13,467円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,922円</u>	<u>13,246円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,478円</u>	<u>16,245円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,580円</u>	<u>16,161円</u>
35歳以上40歳未満	<u>7,062円</u>	<u>20,084円</u>	35歳以上40歳未満	<u>7,098円</u>	<u>19,473円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,223円</u>	<u>22,591円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,202円</u>	<u>21,625円</u>
45歳以上50歳未満	<u>6,973円</u>	<u>23,941円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,043円</u>	<u>23,122円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,479円</u>	<u>24,164円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,579円</u>	<u>23,556円</u>
55歳以上60歳未満	<u>5,843円</u>	<u>23,928円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,042円</u>	<u>23,307円</u>
60歳以上65歳未満	<u>4,539円</u>	<u>21,164円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,498円</u>	<u>21,461円</u>
65歳以上70歳未満	<u>4,100円</u>	<u>14,608円</u>	65歳以上70歳未満	<u>4,070円</u>	<u>15,535円</u>
70歳以上	<u>4,100円</u>	<u>13,467円</u>	70歳以上	<u>4,070円</u>	<u>13,246円</u>

**○愛媛県告示第1019号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人弘友会 加戸病院	大洲市若宮548番地	医療法人弘友会	平成22年 5月27日 まで

**○愛媛県告示第1020号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 幸 雄	西条市禎瑞97番地
"	石 川 修 文	西条市禎瑞593番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	保 利 澄 夫	西条市禎瑞540番地
"	井 上 一 夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬 尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安 藤 雅 康	西条市禎瑞1196番地

"	加藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	高木 球輝	西条市禎瑞1000番地
"	高橋 玄一	西条市禎瑞993番地
"	安藤 信雄	西条市禎瑞1539番地 1
"	元山 研誠	西条市禎瑞1766番地
"	木村 春雄	西条市禎瑞2002番地
"	矢萱 健一	西条市禎瑞1903番地
"	小林 孝明	西条市禎瑞2277番地
"	小林 幹雄	西条市禎瑞2353番地
"	津島 次康	西条市禎瑞2287番地
監事	保利 公洋	西条市禎瑞273番地
"	田中 勝正	西条市禎瑞939番地 1
"	三崎 宣文	西条市禎瑞1181番地
"	安藤 文吾	西条市禎瑞1501番地 2
"	矢萱 典憲	西条市禎瑞1913番地
"	小林 克雄	西条市禎瑞2345番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田 信雄	西条市禎瑞68番地
"	福田 豊幸	西条市禎瑞576番地
"	保利 澄夫	西条市禎瑞540番地
"	井上 一夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安藤 雅康	西条市禎瑞1196番地
"	加藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	白石 充	西条市禎瑞929番地
"	高木 球輝	西条市禎瑞1000番地
"	高橋 玄一	西条市禎瑞993番地
"	安藤 信雄	西条市禎瑞1539番地 1
"	元山 研誠	西条市禎瑞1766番地
"	井下 梅太郎	西条市禎瑞1937番地
"	矢萱 正文	西条市禎瑞1890番地
"	津島 次康	西条市禎瑞2287番地
"	戸田 世師和	西条市禎瑞2340番地
監事	保利 公洋	西条市禎瑞273番地
"	三崎 増久	西条市禎瑞662番地
"	三崎 宣文	西条市禎瑞1181番地
"	三浦 鶴男	西条市禎瑞1560番地
"	美濃 修二	西条市禎瑞1933番地
"	小林 克雄	西条市禎瑞2345番地

○愛媛県告示第1021号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市国安土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	越智 勝茂	西条市国安744番地
"	膳 和幸	西条市新市543番地
"	武田 義臣	西条市新市13番地
"	田口 保富	西条市国安81番地 1
"	杉野 幸夫	西条市新市389番地 2
"	田口 研志	西条市国安1165番地 3
"	才田 稔	西条市国安1335番地 1
"	渡邊 一夫	西条市桑村285番地
"	青野 久	西条市高田10番地 2
"	藤原 武司	西条市高田635番地 2
"	近藤 政晴	西条市高田785番地 2
"	青野 孝	西条市高田803番地 2
"	高瀬 遵	西条市高田777番地 1
監事	木原 茂	西条市新市526番地 1
"	川又 清司	西条市国安935番地
"	村上 義輝	西条市国安1359番地
"	志賀 良記	西条市高田733番地 2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	越智 勝茂	西条市国安744番地
"	青野 孝志	西条市高田716番地
"	長井 茂夫	西条市高田890番地
"	田口 保富	西条市国安81番地 1
"	青野 昭二郎	西条市高田673番地 2
"	田口 研志	西条市国安1165番地 3
"	才田 稔	西条市国安1335番地 1
"	越智 一夫	西条市国安10番地
"	青野 久	西条市高田10番地 2
"	松木 浩	西条市高田867番地
"	村上 一	西条市新市648番地 1
"	膳 忠久	西条市新市573番地 1
"	杉田 國夫	西条市桑村334番地 2
監事	木原 茂	西条市新市526番地 1
"	川又 清司	西条市国安935番地
"	高瀬 清文	西条市高田794番地
"	渡邊 一夫	西条市桑村285番地

○愛媛県告示第1022号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前後土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年 5月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	和田 治樹	東温市樋口547番地
"	松田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
"	三好 通昭	松山市来住町228番地

## ○愛媛県告示第1023号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局に備え置いて縦覧に供する。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称  
二級河川品部川水系品部川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
品部川左右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
今治市大西町紺原甲1164番1地先から同市大西町紺原甲1049番地先まで  
今治市大西町紺原甲213番2から同市大西町紺原甲373番4地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 今治市  
今治市別宮町一丁目4番地1
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
  - (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成19年5月29日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第1024号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）
- 2 作業期間 平成19年5月29日から  
平成20年3月24日まで
- 3 作業地域 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

## ○愛媛県告示第1025号

次の都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書について、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第17条第1項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第19条の規定により公告する。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画決定権者の名称  
愛媛県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称  
松山広域都市計画都市高速鉄道  
四国旅客鉄道株式会社 予讃線
  - (2) 種類  
普通鉄道に係る鉄道施設の改良
  - (3) 規模  
延長 約5.9キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
松山市美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁目、竹原三丁目、空港通一丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目及び市坪南二丁目の各一部  
伊予市上野及び上三谷の各一部  
伊予郡松前町大字出作、神崎及び鶴吉の各一部
- 4 関係地域の範囲  
松山市、伊予市及び伊予郡松前町
- 5 環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所及び松前町役場
  - (2) 縦覧期間  
平成19年5月29日から6月28日まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
  - (3) 縦覧時間  
愛媛県庁 8時30分から17時30分まで  
松山市役所 8時30分から17時15分まで  
伊予市役所 8時30分から17時30分まで  
松前町役場 8時30分から17時30分まで

## ○愛媛県告示第1026号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成19年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称  
今治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
今治広域都市計画道路事業  
3・3・7 大坪通土橋線
- 3 事業施行期間  
平成19年5月29日から  
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県今治市北鳥生町四丁目、南鳥生町四丁目、土橋町一丁目及び北高下町四丁目地内
  - (2) 使用の部分

なし

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積等

所在地	地目	地積
松山市祝谷四丁目990番 1	田	2 218.29㎡
松山市祝谷六丁目1027番 1	畑	1 722.74㎡
松山市祝谷六丁目1027番 4	畑	1 879.30㎡
松山市祝谷六丁目1034番	畑	1 235.11㎡
松山市祝谷六丁目1041番 1	畑	2 495.85㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年 6月13日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年 7月23日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁第一別館11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 5月17日	NPO法人 シン	永 木 文 枝	松山市土居田町583番地	この法人は、すべての地域住民と介護が必要な高齢者に対して、長屋の縁側のような地域ふれあい活動、介護予防・介護に関する事業を行い、生まれ育った町で生き生きと元気に自分らしく暮らせるまちづくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年 5月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
軽費老人ホーム	ケアハウスつわぶき荘	西宇和郡伊方町湊浦861番地 1